

第104号議案

島根県立生涯学習推進施設条例の一部を改正する条例

島根県立生涯学習推進施設条例（平成7年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

名 称	位 置
島根県立東部社会教育研修センター	出雲市
島根県立西部社会教育研修センター	浜田市

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。